都議第 1774 号

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業 崇仁北部第二地区土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

※京都市

□ 付議理由

京都市が土地区画整理事業を進めるにあたり、事業計画案を縦覧したところ、利害関係者から 意見書が提出されたことから、京都市長が京都府都市計画審議会に意見書を付議し、その意見書 内容の採否を審議いただくもの(根拠法:土地区画整理法第55条第3項、第4項、第13項及 び第136条の3)。

□ 経過・事前審査状況

<崇仁北部第一地区土地区画整理事業>

〇土地区画整理事業の都市計画決定: 平成23年8月22日 (約2.9 ha)

〇事業計画(第1回変更)の縦覧: 平成26年11月17日~平成26年11月30日

(意見書の提出期限 平成26年12月14日)

<崇仁北部第二地区土地区画整理事業>

〇土地区画整理事業の都市計画決定: 平成26年5月7日 (約11.0 ha)

〇事業計画の縦覧 : 平成26年11月17日~平成26年11月30日

(意見書の提出期限 平成26年12月14日)

<共通>

〇意見書の提出状況 : 11通

○事前審査の状況

京都府都市計画審議会条例に基づき常設されている「土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書検討委員会」(学識委員5名で構成)を1月から2月にかけて2回開催し事前審査

□ 審議内容

「土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書検討委員会」での事前審査結果の報告を受けて、 提出された意見書内容の採否を審議いただくもの

